



YELL・Spirits

2016年6月

エール・スピリッツ



発行：社会保険労務士法人エール

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018 エールビル 1F

TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072

Email : info@sr-yell.com URL : <http://www.sr-yell.com>

Facebook : <https://www.facebook.com/yell1354>

Contents

- 代表より ●セミナーご案内 未来創造塾「社長！未払い残業に決着をつけませんか？」 ●中小企業の災害対策
- TOPICS 判例 ●健康診断のポイント ●賞与保険料ご案内 ●企業 PR コーナー ●スタッフコラム

鎌倉です。先日、子供たちにせがまれて、ディズニーの「ズートピア」という映画をみてきました。

初めは子供向けの映画かな？と思っていたのですが、いえいえ、大人の皆さんにこそ、とてもお勧めです！

ウサギの新米警官がたくさん困りに立ち向かって、草食動物と肉食動物と一緒に暮らす夢の国“ズートピア”に起こる誘拐事件を紐解いていくストーリーなのですが、実は、ユーモアと美しい映像にのせて、大人に向けたたくさんのメッセージが含まれていると思いました。

私も仕事を始めた時の志、初心、使命感を思い起こし、たくさんの勇気と元気をもらいました。それから、多様性を受け入れる葛藤、差別との戦い、そして愛と勇気についても、多くのことを考えさせられる映画でした。

テーマソング「Try Everything」(何にでも挑戦しよう！)も、失敗を恐れず前に進んでいく勇気をくれる、挑戦することに素直でありたいと思えるすてきな曲です。今、いつも、子供たちとこの歌を口ずさんでいます。

国際色豊かな未来都市の映像もユニークで示唆に富んでいます。経営者の皆様にも経営の観点からみても面白いと思うので、子供むけの映画と思わずに、機会がありましたらぜひ！

さて、今月末、1週間ほどエストニアに行く予定です。エストニアはバルト3国の1国で人口130万人の小さな国ですが、ITを国力を挙げて徹底的に推進している、電子政府が世界で最も進んでいる国です。国民の9割がIDカードをもち、銀行取引は99%がネットバンキング、薬の処方箋も95%が電子化されているそうです。日本のマイナンバーを構築する際にも参考とされた国のひとつです。

横浜市では、昨年12月に申し込んだ方は、個人番号カードがようやく入手できるようになりました。ずいぶん日数がかかりました。個人番号カードができたという通知ハガキを受け取ってから、予約して役所に取りに行く手順です。マイナンバー制度については、細かいところではいろいろ取り扱いの見直しがあります。こちらは、年末調整前にまとめて10月頃に顧問先の皆様にもご案内させていただこうと思っています。

エストニアから戻りましたら、見てきましたことを皆様にもぜひ共有させていただきたいと思います！

未来創造塾 「社長！未払い残業に決着をつけませんか？」

日時：2016年6月16日(木) 16:00-18:00

★その後、異業種懇親会を開催します

講師：特定社会保険労務士 鎌倉 珠美

場所：ハローワーク横浜 10F 横浜総合会議室

費用：5000円 定員：50名

主催：横浜総合事務所

共催：社会保険労務士法人エール 別紙申込書又は担当者まで。



★18時～ 会場隣の MTG ルームで ざっくばらんな異業種懇親会を開催！

(自由参加です) 参加費無料。軽食、お酒、ソフトドリンクをご用意しています。



中小企業の災害対策

～できることから始めよう～

熊本地震から1ヶ月半が過ぎました。地震で被害を受けられた企業様、社員の皆様、ご家族の方々に心よりお見舞い申し上げます。首都直下地震の可能性も指摘されており、企業の防災対策推進は、業種・規模に関わらずどの企業でも、必ず何らかの形で取り組まなければならない課題となっているため、今月号では、東京商工会議所 文京支部が発行している『できるゾウ！できるカモ？災害対策-中小企業のための災害対応の手引き-』より、中小企業が準備すべき事前対策をご紹介します。

- ACTION1 防災についての任務分担を決めよう**
- ACTION2 建物の安全を確認し、オフィス家具を固定しよう**
- ACTION3 情報(データ・システム)をバックアップしておこう**
- ACTION4 火災による危険性を知ろう**
- ACTION5 避難方法を考えよう**
- ACTION6 非常物品や救出用資器材を準備しよう**
- ACTION7 防災教育・訓練に取り組もう**



防災教育は作成したマニュアルや行動基準などを理解させるための研修です。社内研修の中に、防災研修のメニューも加えましょう。これに対して、研修で取得した知識が実際に使えるかどうかを試すのが防災訓練です。

【防災カードを作りませんか？】

社員に地震時の行動基準を明示したカード(防災カード)を作成して携行すると便利です。防災カードの体裁は、手帳に入る大きさや名刺サイズにしておくとし携行しやすくなります。カードには次のこと等を定めます。

- 連絡手段、避難先
- 時間別(勤務時間内、出勤途上、在宅時、外出時)の行動
- 社員別(一般社員、派遣社員等)の行動
- 安否の連絡方法および連絡先
- 大地震に遭遇したときの心構え

エールで防災カードを作成する企業様もご紹介できます。濡れても破れない特殊な紙で作成します！

- ACTION8 周辺地域の企業や住民と連携協力しよう**
- ACTION9 帰宅困難者対策を立てよう**

家族の安否が分からないと、心配でどうしても帰りたいという従業員の方も出てくるでしょう。

帰る人にも帰れない人にも十分な対応が必要です。

- 帰る人対策：帰る人に必要なものは『正しい情報』『食料、水』『靴』の3つです。
- 帰れない人対策：遠距離通勤者が多い企業では、距離的に帰れない人の人数を把握しておきましょう。(20kmが目安です)。また、帰れない人の宿泊場所や設備についても検討しておきましょう。

ACTION10 地震発生時の任務分担を決めよう

- ・リーダーとその代替者 ・任務と権限
 - ・情報伝達のルートと方法
- 肝心なことは、「誰が何をするか」を明確にすることです。「誰が」はなるべく多くの社員に役割を分担してもらう方がよいでしょう。

帰宅困難者心得十ヶ条

- ①あわてず騒がず、状況確認
- ②携帯ラジオをポケットに
- ③つくっておこう帰宅地図
- ④ロッカー開いたらスニーカー(防災グッズ)
- ⑤机の中にチョコやキャラメル(簡易食料)
- ⑥事前に家族で話し合い(連絡方法、集合場所)
- ⑦安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
- ⑧歩いて帰る金連を
- ⑨季節に応じた冷暖準備(かつば、携帯カイロ、タオルなど)
- ⑩声をかけ合い、助け合おう

- ACTION11 被害状況の把握、情報収集・伝達手段を確保
- ACTION12 安否確認をすすめよう
- ACTION13 救出・救護活動



TOPICS 話題の判例から

定年再雇用後の賃金減額は違法 (28年5月13日東京地裁判決)

定年後に再雇用されたトラック運転手の男性3人が、定年前と同じ業務なのに賃金を下げられたのは違法だとして、定年前と同じ賃金を払うよう勤務先の横浜市の運送会社に求めた訴訟の判決が、「定年後の賃金減額は労働契約法20条に反し違法」であると5月13日東京地裁から下されました。

運転手3人は、同社に21～34年間、正社員として勤務。2014年に60歳の定年を迎え、その後は定年前と業務内容は全く同じでしたが、嘱託社員の賃金規程が適用され、年収は約2～3割下がっていました。

平成18年4月1日施行の改正高年齢者雇用安定法により、65歳未満の定年の定めをしている企業については、①65歳までの定年引上げ ②継続雇用制度の導入 ③定年の廃止 のいずれかの措置を講じることが義務付けられています。

多くの企業では、②継続雇用制度の導入を選択し、定年後の再雇用契約による労使の合意の下に、本件の被告となった運送会社と同様に賃金を減額していることも少なくないと思いますので、この判決は地裁レベルではありますが、大きな波紋を呼んでいます。

本判決で示された労働契約法20条は次のとおりです。

(期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止)

第二十条 有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合には、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度、当該職の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

労働契約法施行時に厚生労働省が示した指針では、「労働契約法20条では「期間の定めがあること」を理由とした不合理な労働条件の相違と認められる場合を禁止するものであること」とされており、定年後の継続雇用については、次のように示されています。

「例えば、定年後に有期労働契約で継続雇用された労働者の労働条件が定年前の他の無期契約労働者の労働条件と相違することについては、定年の前後で職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲等が変更されることが一般的であることを考慮すれば、特段の事情がない限り不合理と認められないと解されるものであること。」

これを踏まえ、今後は定年後の再雇用契約時に、職務の内容・役割・責任を検討すること、賃金だけでなく、職務内容についても労使で合意しておくことがより重要となるかと思えます。

今後の裁判の行方や、対応策についてはエールでも、お知らせしていく予定です。

「健康診断」のポイント

労働安全衛生法には会社が実施すべき健康診断がいくつか定められています。
それぞれの内容や対象者、費用等の取り扱いについて確認してみましょう。



①雇入時健康診断

- 【実施時期】 従業員を雇入れる直前、又は直後
- 【対象者】 常時使用する労働者(パートも含む)
- 【費用負担】 会社負担(会社を実施義務があるため。)
- 【賃金】 健康診断を勤務時間内に行う場合、支払うことが望ましいとはされていますが、受診する時間については労働ではないため、賃金を支払う義務はありません。
- 【その他】 入社時などに、本人が 3 カ月以内に受けた健康診断の結果を提出した場合は、改めての実施は省略することができます。

②定期健康診断

- 【実施時期】 1 年以内に 1 回
- 【対象者】 常時使用する労働者(パートも含む)
- 【費用負担】 会社負担(会社を実施義務があるため。)
- 【賃金】 支払うことが望ましいとはされていますが、受診する時間については労働ではないため、賃金を支払う義務はありません。
- 【その他】 要再検査となった場合の費用については、会社が負担する義務はありません。
(再検査等の受診時間の賃金も支払う義務はありません)

③特定業務従事者の健康診断

- 【実施時期】 当該業務への配置換えの際、及び 6 月以内ごとに 1 回
- 【対象者】 特定業務(暑熱や騒音が著しい場所における業務や深夜業など、身体に負荷が大きいとされる業務として挙げられるもの)に従事する労働者
- 【費用負担】 会社負担(会社を実施義務があるため。)
- 【賃金】 定期健康診断に同じ
- 【その他】 特定業務のうち深夜業従事者の基準ですが、「6 ヶ月を平均して月 4 回以上」というものがありますので、週 1 回以上深夜時間(22 時～5 時)に勤務することが常態化している者については該当すると解釈すべきでしょう。

④特殊健康診断

- 【実施時期】 雇い入れ時、当該業務への配置換えの際、及び 6 月以内ごとに 1 回
- 【対象者】 高濃度の有機溶剤や鉛に暴露されるような環境で働く労働者
- 【費用負担】 会社負担(会社を実施義務があるため。)
- 【賃金】 賃金を支払う必要がある(業務の遂行に必要な健康診断であるため)
※時間外に行われた場合は割増賃金の支払いも必要となる。
- 【その他】 ③の特定業務に含まれる深夜業ですが、特殊健康診断の対象にはなっていません。

その他のポイント整理！！

- 「常時使用する労働者」には下記いずれかを満たすような者を含みます。
 - ・1年以上の雇用が見込まれる有期雇用労働者
 - ・労働時間が正規雇用労働者の4分の3以上あるパート・アルバイト
- 賃金等の取扱いに関して就業規則などに取り決めがある場合はそれに準ずる必要があります。
- 健診結果は労働者へ通知するとともに、会社も5年間保存する必要があります。また、健診結果が労働者に通知される場合は、会社はその結果を把握する義務があるため、提出を求めて下さい。
- 50人以上労働者がいる事業所は、「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に提出しなければなりません。
- 再検査に行かせることは会社の義務ではありませんが、労働者に何らかの異常があることを知りながら就業させた結果、労働者が倒れたりした場合には、会社は安全配慮義務違反を問われかねないため、受診を促すようにしましょう。



賞与保険料に関するご案内とお願い

賞与に対しても雇用保険料・健康保険料(介護保険料含む)・厚生年金保険料がそれぞれかかります。給与ソフトの料率設定は給与の保険料率と賞与の保険料率とそれぞれ別に登録・変更が必要な場合もありますので、賞与計算前に再度、料率のご確認をお願い致します。社員負担分の保険料率は次のとおりです。

☆雇用保険料

賞与支給額 × 4/1,000 (建設業は5/1,000)

☆健康保険料

神奈川 標準賞与額 × 49.85/1,000

東京 標準賞与額 × 49.80/1,000

☆介護保険料 (40歳以上65歳未満の被保険者)

一律 標準賞与額 × 7.9/1,000

☆厚生年金保険料 (70歳まで)

標準賞与額 × 89.14/1,000

標準賞与額とは？

賞与支給総額の1,000円未満を
切り捨てた額

(例)支給総額 689,500円



標準賞与額689,000円

上限:健康保険 年度573万円

厚生年金 月間150万円

健康保険・介護保険・厚生年金の料率は、協会けんぽ神奈川支部および東京支部のものです。

協会けんぽのその他支部・健康保険組合・厚生年金基金に加入している企業様は保険料率が異なります。

エールからのお願い

- 賞与支給の有無・支給日が決定しましたら、ご連絡下さい。
※不支給の場合でも、年金事務所に届出が必要です。
- 年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金から『賞与支払届』が届きましたら、代表印を押印し、弊社までご送付下さい。
- 賞与計算が済みましたら、賃金台帳を弊社までご送付下さい。(FAXでも結構です。)

企業 PR コーナー

貴社の製品、サービスなど企業PRを掲載します。ご希望がございましたらご連絡下さい。

弊社は機械部品加工、板金加工中心の開発型企业です。協力会社とのネットワークを生かし多種多様な生産をしており、OEM生産・開発を得意としております。お気軽にお問い合わせください。



マイクスイオン発生器“オーリ” 除菌、脱臭、鮮度、リフレッシュ、電磁波対策に。震災の時に、介護施設にて利用頂き、大変喜ばれ、表彰を受けた製品です。これらの製品も販売しています。



ユニパ製品の代理店です！

弊社開発のアスファルト用ネジアンカー。アスファルトに簡単に施工、ネジ式のため取り外しも簡単です！



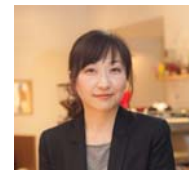
杉元産業株式会社

<http://www.sugimoto-ss.co.jp>

お問合せ : 045-929-5911

スタッフコラム

今月のコラムは、
増田が担当します



こんにちは、増田千雅子です。

コラム登場は1年以上ぶりです。最近、変わったことと言えば、昨年末に車を買ったことでしょうか。

人生で1番大きな買い物をしてしまいました！（普通は 家？）20年以上前から、買うならコレ、と決めていた車の現在モデルです。とはいえ、まさかたまたまぶらりと行ったアウトレットに展示されていたことがきっかけで、購入してしまうとは思っていませんでした。そんなところで買う人、いるんですね。結局アウトレットで見た翌週に購入という自分でもびっくりするほどのスピードで購入してしまいました。やはり何でもタイミングと勢いなんですね～。

20年、30年、一生大切に乗りつくりです。

そんなこんなで我が家に車がやってきて、行動範囲が劇的に変わりました。

愛知県から神奈川県にやってきて7年ですが、神奈川県の良い処、まだ、あまり知らなかったことに気づきました。

名古屋市に住んでいた頃は、車でちょっと行くと知多半島の海があったり、岐阜県・三重県も近く、海・山・川に恵まれていましたが、神奈川県は横浜のイメージ（都会？）が強かったので、こんなに海や山が近くにあって自然に恵まれていることに気付いていなかったんです。

もちろん車がなくても、色々なところに行けるのですが、私の場合は車がきっかけで、あちこち（もっぱら温泉です。）に出かけるようになりました。

最近のお気に入り、横須賀方面です。横須賀の海が見える温泉に行き、そこからJAよこすか葉山に寄って、地元野菜を買ってきたり・・・ 週末は近場の温泉めぐりにはまっています。（結構、色々なところありますね～。）

温泉でリフレッシュして、また月曜日から頑張ります！ どこかいい処をご存じでしたら、ぜひ教えてください！